



福岡医発第 430 号 (地)

令和 5 年 5 月 10 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

「令和 5 年度福岡県特定行為研修推進事業費補助金」のご案内

今般、標記の件につきまして福岡県保健医療介護部医療指導課医師・看護職員確保対策室より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

本補助金は、看護師が患者の全身状態を判断し実践できる能力の向上を図るべく、2015 年に創設された看護師の特定行為研修の修了者を増やすことを目的に研修の受講費用に対して補助を行うものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員へ周知方よろしくお願いいたします。

なお、福岡県ホームページに本補助金の補助希望調査や交付申請に関する情報等が下記のとおり掲載されております。

記

○福岡県HP「令和 5 年度福岡県特定行為研修推進事業費補助金について」URL
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/r5-tokuteikoui.html>

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 島田昇二郎

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県看護協会長
公益社団法人福岡県病院協会長
一般社団法人福岡県私設病院協会長
一般社団法人福岡県精神科病院協会長
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長
一般社団法人福岡県医療法人協会長
公益社団法人福岡県介護老人保健施設協会長
福岡県有床診療所協議会長
福岡県訪問看護ステーション連絡協議会長

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課医師・看護職員確保対策室)

「令和 5 年度福岡県特定行為研修推進事業費補助金」のご案内

本県の保健医療介護行政の推進につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、特定行為を実施できる看護師の養成・確保を推進するため、研修の受講費用に対して補助を行う「福岡県特定行為研修推進事業費補助金」を昨年度に引き続き本年度も実施いたします。

つきましては、貴会会員に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

1 通知内容

「令和 5 年度福岡県特定行為研修推進事業費補助金」のご案内

2 その他

お送りした「「令和 5 年度福岡県特定行為研修推進事業費補助金」のご案内」等を福岡県庁ホームページにも掲載しておりますので、ご参照ください。

(URL : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/r5-tokuteikoui.html>)

福岡県 保健医療介護部 医療指導課
医師・看護職員確保対策室 看護職員確保係
担当：吉原
TEL：092-643-3276
E-mail：ishikango@pref.fukuoka.lg.jp



各特定行為指定研修機関の長 殿

福岡県保健医療介護部医療指導課
医師・看護職員確保対策室長

「令和 5 年度福岡県特定行為研修推進事業費補助金」のご案内

標記について、特定行為を実施できる看護師の養成・確保を推進するため、研修の受講費用に対して補助を行う「福岡県特定行為研修推進事業費補助金」を昨年度に引き続き本年度も実施しますのでお知らせします。

つきましては、県内施設に勤務する受講者がいましたら、別添「「令和 5 年度福岡県特定行為研修推進事業費補助金」のご案内」を配付いただくなど、当該補助金の周知にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 通知内容

「令和 5 年度福岡県特定行為研修推進事業費補助金」のご案内（5 部）

2 その他

お送りした「「令和 5 年度福岡県特定行為研修推進事業費補助金」のご案内」等を福岡県庁ホームページにも掲載しておりますので、ご参照ください。

(URL : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/r5-tokuteikoui.html>)

福岡県 保健医療介護部 医療指導課
医師・看護職員確保対策室 看護職員確保係
担当：吉原
TEL：092-643-3276
E-mail：ishikango@pref.fukuoka.lg.jp

令和5年度福岡県特定行為研修推進事業費補助金について

福岡県では、看護師の特定行為研修を受講しやすい環境を整備し、研修の受講を促進するため、受講費用の一部を補助しています。

【補助の概要】

- 補助対象者 勤務する職員の特定行為研修の受講費用を負担する県内施設（病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、介護医療院、指定訪問看護事業所）
- 対象経費 研修の入学料、受講料
- 補助基準額 受講者1人当たり、700千円
- 補助額 基準額と実支出額を比較して、低い額に補助率（1／2）を乗じた額
- 留意事項
 - ・ 指定研修機関に所属する職員が受講した場合も、補助対象になります。
 - ・ 交通費や宿泊費は補助対象経費になりません。
 - ・ **受講者への貸付（貸付と同様の状態であるものを含む）は補助対象経費になりません。**
 - ・ 令和5年度の補助対象となるのは、特定行為研修の修了日が「令和6年3月31日」までのものです。
 - ・ 研修期間が2年度にわたる研修については、研修修了日の属する年度に交付申請をしてください。（例：令和4年10月から令和5年9月までの研修 令和5年度に交付申請）
- その他

福岡県庁ホームページに令和5年度補助事業の補助希望調査や交付申請に関する情報等を掲載していますので、ご確認ください。

（URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/r5-tokuteikoui.html>）

看護師の特定行為とは	特定行為研修を受講することで、医師・歯科医師があらかじめ作成した手順書により、速やかに患者への診療の補助が可能となる38の行為です。 なお、 <u>介護職員等による喀痰吸引等の行為とは異なります</u> のでご注意ください。
看護師の特定行為研修とは	厚生労働大臣が指定する指定研修機関が実施します。 講義、演習または実習によって行われ、多くの指定研修機関が、「e-ラーニング」を導入しており、6か月～1年間で修了することができます。 （指定研修機関や区分別科目により異なりますので、詳しくは、各指定研修機関の募集要項をご確認ください。）
特定行為研修を受講するメリットとは	医師・歯科医師が患者にすぐ対応できない場合でも、特定行為研修を修了した看護師があらかじめ作成された手順書によりタイムリーな対応を行うことができます。 患者を待たせない速やかな対応が可能になるため、治療効率の向上や医師の負担軽減など、提供できる医療の質の向上が見込まれています。

○ お問い合わせ先

福岡県 保健医療介護部 医療指導課 医師・看護職員確保対策室
TEL：092-643-3276（直通）
E-mail：ishikango@pref.fukuoka.lg.jp

